

## さいたま市告示第940号

さいたま市防災アプリ作成業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年6月7日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市防災アプリ作成業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

#### (3) 業務概要

本市では、これまで市ホームページやガイドブック等による平時の防災啓発、防災行政無線など各種媒体による災害時における情報提供を行ってきたが、それらの情報を普及の進んだスマートフォンのアプリケーションで1つにまとめることで、日頃から、市民がより多くの防災知識を習得することができるとともに、災害時には、「命を守るツール」として、避難情報や防災情報を迅速かつ正確に情報を受け取ることが可能となることから、情報を身近に、より多くの方へ伝達する手段として防災アプリの作成及び導入を行う。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

#### (5) 予算の上限額

17,226,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」及び「システム保守」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、本件に参加していない者であること。

(4) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者で

あること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 企画提案に係る実施要領等の交付

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/index.html>

#### (2) 交付期間

本告示日から令和3年6月18日（金）午後4時30分まで

### 4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加意思の表明手続及び参加資格確認審査（以下「確認審査」という。）を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

参加意思表明書 1部

#### (2) 提出期間

本告示日から令和3年6月18日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時30分まで）

#### (3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課  
担当 防災企画係 電話 048（829）1126

#### (4) 提出方法

持参

### 5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。

#### (1) 受付期間

令和3年6月7日（月）から令和3年6月18日（金）午後4時まで

#### (2) 受付先

ア 電子メールアドレス（詳細は実施要領による。）

[bosaika@city.saitama.lg.jp](mailto:bosaika@city.saitama.lg.jp)

イ 到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ。休日を除く受付期間内に到達確認を行うこと。

#### (3) 質問に対する回答予定日

令和3年6月25日（金）までに、質問及び回答を3(1)のホームページ上に、公表する。

### 6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月25日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 原本1部、写し8部

イ 見積書

(2) 受付期間

令和3年7月1日(木) から令和3年7月2日(金) まで(午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションを実施した場合において、プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市防災アプリ作成業務受託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1126 FAX 048(829)1978

10 その他

(1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 詳細は、実施要領による。

総務局 危機管理部 防災課  
告示機関の期限日 令和3年6月21日まで